

● 胚を子宮に戻す前であればいつでも撤回できることとする。

⇒撤回の文書の保存は？

● 文書の保存は公的管理運営機関が行い、保存期間は80年とする。

⇒シェアリング（P）の同意・撤回はどのように行われるのか？

→ 事務局にて原案作成中

（イ）精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の書面による同意

○ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療のために精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設（以下単に「精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設」という。）は、当該精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の当該精子・卵子・胚の提供及び当該提供された精子・卵子・胚の当該生殖補助医療への使用について、書面による同意を得なければならない。当該同意は当該精子・卵子・胚が当該生殖補助医療に使用される前であれば撤回することができる。（p 34）

⇒「精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の書面による同意」とはどのようなものか？（同意の主体は？同意の客体は？同意する内容は？同意する方法は？同意する時期は？同意書の保存方法・期間は？）

⇒同意の主体は？

● 提供者に配偶者がいない場合、提供者本人のみ。

提供者に配偶者（精子・卵子の提供の場合、婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものも含む）がいる場合には夫婦であり、当該夫婦は原則として同時に揃って同意を行う。

⇒同意する内容は？

● 説明する項目と同じ。

⇒同意する方法は？

● 説明した医師の面前で同意する項目について一つずつ確認し、同意書に記名押印もしくは自署による署名を行う。

同意をする者に対し、確実な本人確認（パスポート、運転免許証等、本人の顔写真のついてあるものによる確認等）と法的な夫婦であることの確認（戸籍謄本による確認等）を行うこととする。

⇒同意する時期は？

● 説明から同意の取得の間には、3ヶ月の熟慮期間を置くこととする。

提供した精子・卵子・胚が、1年以上の期間をあけないで使用される場合は、最初の同意取得が有効であることとする。

しかし1年以上の期間をあけて使用される場合には、再度、提供者（配偶者がいる場合は提供者と配偶者の両者）から同意を得ることとする。

同じ生殖補助医療の施術が繰り返される際にも熟慮期間は3ヶ月必要であることとする。

⇒同意書の保存については？

● 提供者の同意書に関しても公的管理運営機関が保存を行うこととする。

(P)

また、その保存期間は80年とする。

⇒撤回の主体は？

● 提供に同意した者。

⇒撤回する方法は？

- 提供することの同意に関する撤回の意思を表明した文書に記名押印もしくは自署による署名の上、当該文書を医療機関を経由して公的管理運営機関に提出する。

⇒撤回する時期は？

- 提供者は、精子又は卵子の提供を行った場合は受精させる前、胚の提供を行った場合は提供を受ける者の子宮に戻す前であればいつでも撤回できることとする。

⇒撤回の文書の保存は？

- 提供者の撤回の文書に関しても公的管理運営機関が保存を行うこととする。(P)

また、その保存期間は80年とする。

⇒シェアリング（P）の同意・撤回はどのように行われるのか？

→ 事務局にて原案作成中

(3) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療におけるカウンセリングの機会の保障について

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦又は当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者は、当該生殖補助医療の実施又は当該精子・卵子・胚の提供に際して、当該生殖補助医療を行う医療施設又は当該精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設以外の専門団体等による認定等を受けた当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられなければならない。(p 38)

⇒カウンセリングの内容や方法としてどのようなものが考えられるか？

- ① カウンセリングの客体、内容、方法、時期等により、様々なカウンセリングがあり得ると考えられるが、いくつかに類型化することは可能か？

可能であるなら、具体的にどのように類型化できるか？

- ② 類型化されたそれぞれのカウンセリングを行うために必要な能力はどのようなものか？さらにそれを担保する具体的なBack Groundや知識、経験を類型化されたそれぞれのカウンセリングを行う者ごとに設定できるか？（各類型のカウンセリングを行う者の要件設定）

（夫婦の健康状態、精神的な安定度、経済状況など生まれた子どもを安定して養育していくかについてのカウンセリングのあり方を含む。（←検討課題1からの宿題））

⇒類型化された各々のカウンセリングの客体、内容、方法、時期はどのようなものか？

⇒上記の類型化された各カウンセリングのうち、受けることを義務づけるカウンセリングはあるか？

⇒カウンセリングの主体は？

- 不妊治療に関する十分な知識を持ち、精子・卵子・胚の提供を受ける夫婦、精子・卵子・胚の提供者及びその配偶者に対して医学、心理、福祉等の観点から十分な支援を行うことができる者。

⇒カウンセリングの客体は？

- 以下の者をカウンセリングの対象とする。

- ① 精子・卵子・胚の提供を受ける者
- ② ①の配偶者
- ③ 精子・卵子・胚の提供者
- ④ ③の配偶者（配偶者（精子・卵子の提供の場合、婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にある者を含む）がいる場合）
- ⑤ 精子・卵子・胚の提供を受ける人の家族及び、精子・卵子・胚の提供者の家族

※ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療によって生まれた子及び提供者の子どもに対するカウンセリングは、出自を知る権利についての検討の際に併せて検討することとする。

また、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施後における、提供を受ける夫婦並びに提供者及びその配偶者に対するカウンセリング

も、同様に出自を知る権利についての検討の際に併せて検討することとする。

⇒カウンセリングの内容は？

- 提供を受ける夫婦、提供者及びその配偶者が自己決定を行えるよう、以下のようなものをカウンセリングの内容とする。

① **情報提供カウンセリング (giving information)**

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関する情報の提供を行うこと

② **意思決定カウンセリング (implications counselling)**

本人自身、その家族、及び措置の結果生まれてくる子にとって提案された一連の措置が持つ意味を理解することができるようすること

③ **支援カウンセリング (support counselling)**

提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療が不成功に終わった場合や、これ以上治療が続けられなくなってしまった場合など、不妊の検査や治療において多大なストレスがあるときに、精神的サポートを行うこと

④ **治療的カウンセリング (therapeutic counselling)**

不妊及び治療の結果に適応するように、また不妊及び治療によって引き起こされた諸問題を自ら解決するように援助すること

⇒カウンセリングの機会の保障については？

⇒カウンセラーの施設からの独立性の確保のための要件をどのように設定するか？（直接治療に関わっていない者であればよいのか？施設に雇用されている者以外でなければならないこととするのか？カウンセリングを行う場所についても施設以外でなければならないこととするか？）

- 提供を受ける夫婦又は提供者及びその配偶者は、インフォームド・コンセントの際に、専門団体等による認定等を受けた生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを当該施設以外で受けることができるということ、精子・卵子・胚の提供を受ける前に一度はカウンセリングを受けることが望ましいことについて、十分説明されなければならない。

担当医師は、提供を受ける夫婦や提供者及びその配偶者からカウンセ

リングを受けることの希望があった場合、希望者が適切なカウンセリングを受けられるよう手配しなければならない。

また、担当医師が提供を受ける夫婦や提供者がカウンセリングを受けることが必要だと判断した場合には、当該夫婦や当該提供者は、カウンセリングを受けなければならないこととする。

(参考：カウンセリングの機会の保障)

(専門委員会報告書 p 38)

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦又は当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者は、当該生殖補助医療の実施又は当該精子・卵子・胚の提供に際して、当該生殖補助医療を行う医療施設又は当該精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設以外の専門団体等による認定等を受けた当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられなければならない。

⇒カウンセリングの質をどのように保つのか？

(参考：カウンセリングの機会の保障)

(専門委員会報告書 p 38)

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦又は当該生殖補助医療のために精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者は、当該生殖補助医療の実施又は当該精子・卵子・胚の提供に際して、当該生殖補助医療を行う医療施設又は当該精子・卵子・胚の提供を受ける医療施設以外の専門団体等による認定等を受けた当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられなければならない。

2 実施医療施設の施設・設備の基準及び人的基準について

(1) 実施医療施設の施設・設備の基準について

- 公的審議機関の意見を聴いて国が定める指定の基準に基づき、提供された精